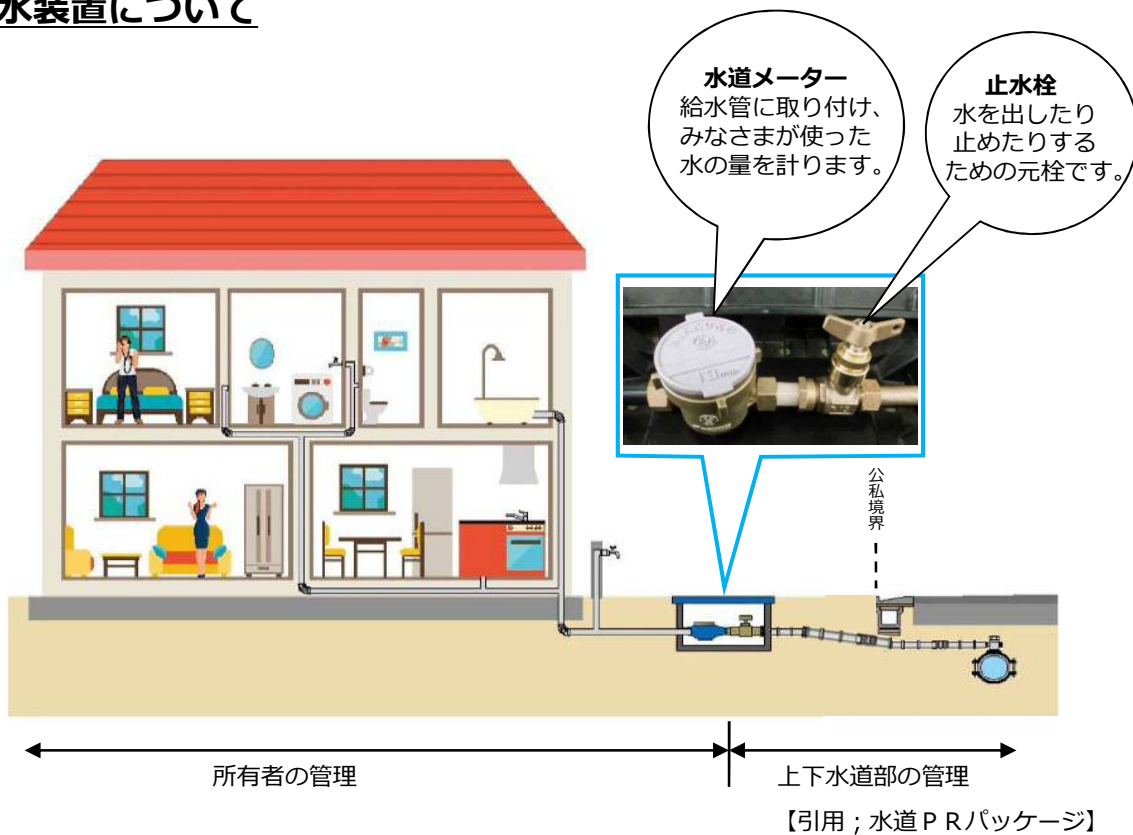


1. 給水装置について



2. 排水設備について

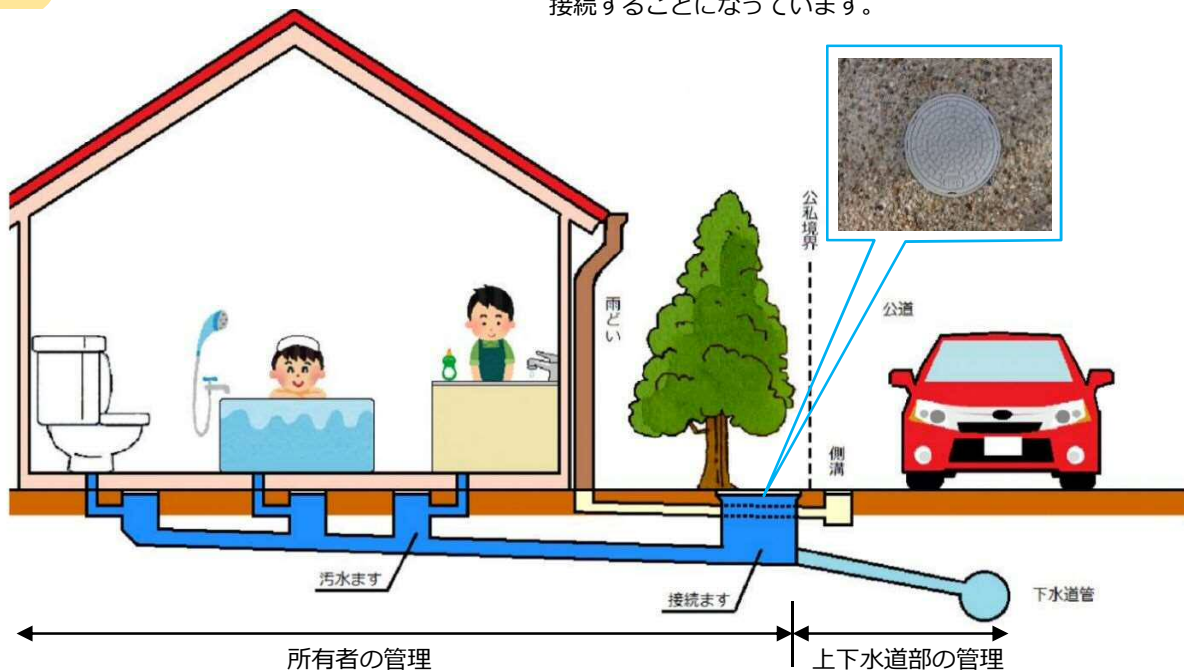
下水道法第10条、第11条の3では次のように義務づけられています。

くみ取り便所を使用している場合

供用開始から3年以内に水洗便所に改造し、下水道へ接続することになっています。

浄化槽を使用している場合

供用開始後すみやかに排水設備を設置し、下水道へ接続することになっています。



3. 水道メーター

水道メーターは水の使用量を計る計量器です。

水道メーターを検針して使用量を計り、水道料金や下水道使用料を算出する根拠としています。

一宮市では、2カ月ごとの定められた日に検針を行っています。

●水道メーターの仕組みと読み方

水道メーターは主に、数字版(デジタル表示部)、数字版(アナログ表示部)、パイロットの3つの部品から成り立ちます。

白数字で表示されている部分は立方メートル(m³)、赤数字は100リットル(L)、メーター下部の小さな赤い矢印は10リットル(L)、1リットル(L)の単位を表しています。

なお、水道料金は1立方メートル単位で算出するため、検針時は白数字のみを読みます。

●水道メーターの検定有効期限

水道メーターは、計量法により検定有効期限が8年と定められており、水道メーターのフタの裏に貼ってあるシールで確認することができます。

一宮市では、計量法に基づき8年の検定有効期限が切れる前に水道メーターの取替を計画的に行っています。なお、取替作業は無料で実施しています。

< 水道メーター >



※このメーターの場合
55m³330リットルを示しています。

< 検定有効期限のシール(水道メーターのフタの裏) >



漏水の確認方法 ～ご自身で簡単にチェック!～

次のような場合、敷地内のどこかで漏水している可能性があります。

- ・ 前回の検針時に比べて水道使用量が著しく多くなった
- ・ 敷地内の地面や壁面などいつも濡れている箇所がある

漏水の有無は、ご自身でも確認することができます。

- ①敷地内の水道の蛇口を全部閉める。
- ②メーターボックスを開け、水道メーターを確認する。
- ③水道メーターのパイロットが回転していないか確認する。

※パイロットが回転していなければ問題ありませんが、少しでも回転していれば漏水している可能性がありますので、一宮市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼するなどの対処をしてください。

なお、敷地内での漏水の調査や修理費用は、自己負担となります。